

我が街立川市砂川町と砂川闘争

(米軍駐留違憲裁判・自衛隊違憲裁判)

JJ1SXA/池

立川市に住んで、39年、砂川町に引っ越して35年、生まれ故郷佐渡ヶ島は、高校卒業で離れ、その後転々と住居地が変わったので、ここが第2の故郷、かつ、終の棲家になりそうです。

ここへ引っ越して来るまでは知らなかったのですが、来てみたら、かの「砂川闘争」の激戦地の真っ只中、家の周りには、未だ虫食いのように残った国有地があります(お陰で、来客用の駐車場として利用でき、数台は楽々駐車ができて助かります hi)

引っ越して間も無く、どこか遠い所で起きた事件といった程度の認識だった砂川闘争と立川市及び砂川町の歴史について以前調べたメモがありました。

当時のメモの転記…1889年、町村制施行に伴い、神奈川県北多摩郡立川村および砂川村が成立、1893年、神奈川県から東京府に移管される、1923年、立川村が町制施行し立川町に、1940年、立川町が市制施行し立川市になった(東京市、八王子市に次いで東京で3番目に市制を敷いた)、1954年、砂川村が町制施行し、砂川町に、1963年、砂川町が立川市に編入。

1955年立川基地拡張計画が発表され、当該農民は「砂川町基地拡張反対同盟」を結成、翌年砂川闘争が起こる。(農民に労組員、学生、社会党等が応援に入る)

そんな中で一連の事件として「砂川事件」が起きた、これは、1957年7月8日に特別調達庁東京調達局が強制測量をした際に、基地拡張に反対するデモ隊の一部が、アメリカ軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に数メートル立ち入ったとして、デモ隊のうち7名が日本国とアメリカ合衆国との間の「相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」違反で逮捕・起訴された事件です。

この事件の東京地裁の判決で、伊達秋雄裁判長は、米軍駐留を認めることは政府の戦力保持にあたり、憲法9条に違反するとの初判断を示し、被告7人全員に無罪を言い渡した(有名な「伊達判決」です)。しかし、検察側が一気に最高裁に持ち込む「跳躍上告」を行い、最高裁は同年12月、一審判決を破棄し、7人全員の有罪が確定しました。… 以上のようになっています。

このように、米軍違憲判決(伊達判決)は最高裁で逆転敗訴となりましたし、「長沼ナイキ訴訟」の自衛隊違憲判決(福島判決)は、高裁で一審破棄、最高裁で原告に適格無しとして上告棄却、「自衛隊イラク派遣訴訟」では、名古屋高裁が、「…イラク特措法を合憲としても、…憲法9条1項に違反する活動を含んでいる…また、本件損害賠償請求は認められない」という判決を出したが、後段の判決内容で国は上告できなかった、そのため、最高裁の判断が無いまま、自衛隊派遣違憲判決(青山判決)が確定しました。(自衛隊は違憲で無いと国は明確に示すべき、そうで無いと、海外派遣や災害派遣で目一杯こき使われる隊員が可愛そう)